

## 第1章 報酬・費用弁償

### ○福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

〔平成19年4月1日〕  
〔条例第18号〕

平成20年11月21日条例第10号  
令和8年2月13日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第203条の2第4項の規定に基づく報酬及び費用弁償並びにその支給方法について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象）

第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員等」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。ただし、第1号に規定する者には報酬を支給しない。

- (1) 広域連合長及び副広域連合長
- (2) 選挙管理委員会の委員及び監査委員
- (3) 審査会、審議会、調査会等法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員（以下「附属機関の委員等」という。）
- (4) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）

2 別表第1に掲げる者には、実費弁償を支給する。

（報酬の額等）

第3条 特別職の職員等に支給する報酬の額は、別表第2に定めるところによる。

（費用弁償等の支給及びその種類）

第4条 特別職の職員等が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の額は別表第3に定めるところによる。

2 選挙管理委員会の委員が委員会に出席し、監査委員の委員があらかじめ定められた日に監査業務を行ったときは、別表第4により費用弁償として旅費を支給する。

3 第2条第2項に規定する者に支給する実費弁償の額は、福井県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年福井県後期高齢者医療広域連合条例第10号）の規定に基づき、支給すべき額に相当する額とする。

（費用弁償等の支給方法）

第5条 費用弁償及び実費弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第5項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第4項、第109条の2第4項及び第110条第4項の規定による公聴会に参加した者
- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人

別表第2（第3条関係）

区分		報酬額
選挙管理 委員会	委員長	日額7,000円
	委員	日額6,000円
監査委員		日額10,000円
附属機関の委員等その他の 非常勤職員		予算の範囲内で広域連合長 が定める額

別表第3（第4条関係）

区分	広域連合長	副広域連合 長	選挙管理委 員会委員・ 監査委員	附属機関の委員 等その他の非常 勤職員
鉄道賃	旅客運賃、急行料金、座席指定料金及び特別車両料金			
船賃	旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）（旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶又は2階級に区分する船舶を運航させる航路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃）、寝台料金、座席指定料金及び特別船室料金			福井県後期高齢者医療広域連合職員例による。

航空賃		現に支払った旅客運賃及び特別座席料金		
宿泊費 （1夜につき・上限付き実費）	埼玉、東京、京都	40,000円	27,000円	19,000円
	福岡	38,000円	25,000円	18,000円
	千葉	36,000円	24,000円	17,000円
	神奈川、新潟	34,000円	22,000円	16,000円
	香川	32,000円	21,000円	15,000円
	熊本	29,000円	20,000円	14,000円
	北海道、岐阜、大阪、広島	27,000円	18,000円	13,000円
	山梨、兵庫、宮崎、鹿児島	25,000円	17,000円	12,000円
	青森、秋田、茨城、富山、 長野、愛知、滋賀、奈良、 和歌山、高知、佐賀、長 崎、大分、沖縄	23,000円	15,000円	11,000円
	宮城、山形、栃木、群馬、 福井、岡山、徳島、愛媛	21,000円	14,000円	10,000円
	岩手、石川、静岡、三重、 島根	19,000円	13,000円	9,000円
	福島、鳥取、山口	17,000円	11,000円	8,000円
	外国			旅費法準拠
包括宿泊費	パック旅行に要する費用			
宿泊手当	2,400円／泊（素泊まり） 1,600円／泊（宿泊費に夕又は朝食代いずれかが含まれている場合） 800円／泊（宿泊費に夕朝食代いずれも含まれている場合）			

備考

- 1 宿泊費は、旅行中の宿泊について宿泊地の都道府県の区分に応じ、実費額（上限付き）を支給する。
- 2 包括宿泊費は、移動及び宿泊が一体となったものについて支給する。その額は、交通費の額と宿泊費上限額の合計額を上限として、実費額とする。
- 3 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費（夕朝食代のかかり増し経費を含む。）に充てるための費用として1夜あたりの定額を支給する。ただし、宿泊を伴わない旅行には支給しない。

別表第4（第4条関係）

招集地と居住地の往復距離	費用弁償（日額）
80キロメートル未満	3,000円
80キロメートル以上90キロメートル未満	3,370円
90キロメートル以上100キロメートル未満	3,740円
100キロメートル以上110キロメートル未満	4,110円

第5編 給与（福井県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例）

110キロメートル以上120キロメートル未満	4,480円
120キロメートル以上130キロメートル未満	4,850円
130キロメートル以上140キロメートル未満	5,220円
140キロメートル以上150キロメートル未満	5,590円
150キロメートル以上160キロメートル未満	5,960円
160キロメートル以上170キロメートル未満	6,330円
170キロメートル以上180キロメートル未満	6,700円
180キロメートル以上190キロメートル未満	7,070円
190キロメートル以上200キロメートル未満	7,440円
200キロメートル以上210キロメートル未満	7,810円
210キロメートル以上220キロメートル未満	8,180円
220キロメートル以上230キロメートル未満	8,550円
230キロメートル以上240キロメートル未満	8,920円
240キロメートル以上250キロメートル未満	9,290円
250キロメートル以上260キロメートル未満	9,660円
260キロメートル以上270キロメートル未満	10,030円
270キロメートル以上280キロメートル未満	10,400円
280キロメートル以上290キロメートル未満	10,770円
290キロメートル以上300キロメートル未満	11,140円
300キロメートル以上	11,140円に300キロメートル以上の距離が10キロメートル増すごとに370円を加えた額